

南佐久公共下水道

受益者負担金

下水道が整備されますと、台所などの生活雑排水が衛生的に排除でき、水洗トイレの使用が可能になり、家の中をいつも快適に保つことができます。

しかし、下水道施設の建設により利益を受ける人は、下水道のできた区域の皆さんだけに限られ、だれもが利用できる道路や公園などの施設とは違います。

そこで、下水道の建設費を町村の税金だけでまかなうことは、下水道のない住民には不公平になりますので、利益を受ける皆さんに建設費の一部を負担していただき、公平を図るとともに、下水道の建設を促進していこうというのが受益者負担金です。

◆受益者とは

下水道区域内に存する土地の所有者が受益者となりますが、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が受益者となります。

◆受益者負担金 土地面積 1㎡当たり **750円** です。

<例> 495㎡ (150坪) の土地を所有している場合。
(100円未満切捨て)
 $495\text{㎡} \times 750\text{円} = 371,200\text{円}$ となります。

* 一般住宅に限り、負担金の額が35万円に満たないときは**35万円**とし、55万円を超えるときは**55万円**を限度とします。

《上限55万円・下限35万円》

(注意) 事業所等については、上限・下限はありません。

◆受益者負担金を納付する時期と方法

原則として、5年間で20回(年4回)の分割納付です。

- ・第1期 6月30日
- ・第2期 9月30日
- ・第3期 12月25日
- ・第4期 翌年2月末日

◎第1期目(6/30)に一括で納付すると報奨金が交付されます。

(一括納付報奨率 9.5%)

<例> 受益者負担金 350,000円を一括納付した場合。

報奨金額 350,000円 \times 9.5% (報奨率) = 33,200円

負担金額 350,000円 $-$ 33,200円 = **316,800円**の納付

33,200円が割り引かれます。

* 一括納付は、報奨金が交付されますのでご活用下さい。

下水道使用料

宅内の排水設備工事が完了し、汚水を下水道管へ流すようになりますと、下水道使用料を納めていただきます。

この使用料は、下水道管及び維持管理費に要する経費にあてられます。

下水道使用料金表（1ヶ月分）

基本使用料		超過使用料（1立方メートルにつき）	
汚水量	料金	汚水量	料金
8立方メートル以下	1,500円	9立方メートルから 30立方メートルまで	210円
		31立方メートルから 50立方メートルまで	220円
		51立方メートルから 100立方メートルまで	230円
		101立方メートルから 300立方メートルまで	240円
		301立方メートル以上	250円

*料金表で計算した額に、10%の消費税が加算されます。

◆汚水量はどう計るか？

- ・水道水を使用している場合……………水道水の使用水量を汚水量とします
- ・水道水以外（井戸水等）……………使用者に計量器（メーター）を設置していただき、検針により汚水量を決めます。

◆使用料の納付

使用料は、**2ヶ月毎**に納付していただきます。

* 2ヶ月分の料金早見表は、次ページをご覧ください。

<下表の**使用水量**に2ヶ月分の水量を当てはめると、簡単に使用料がでます>

0 m ³ ~ 16 m ³ の使用者	基本料 3,000円	× 1.10 (消費税)	1円未満の 端数金額は 切捨て
17 m ³ ~ 60 m ³ の使用者	210円× 使用水量 — 360円		
61 m ³ ~ 100 m ³ の使用者	220円× 使用水量 — 960円		
101 m ³ ~ 200 m ³ の使用者	230円× 使用水量 — 1,960円		
201 m ³ ~ 600 m ³ の使用者	240円× 使用水量 — 3,960円		
601 m ³ 以上の使用者	250円× 使用水量 — 9,960円		

下水道使用料早見表（2ヶ月分・消費税込）

単位：円

	0 m ³	1 m ³	2 m ³	3 m ³	4 m ³	5 m ³	6 m ³	7 m ³	8 m ³	9 m ³
10 m ³	16 m ³ まで 3,300円							3,531	3,762	3,993
20 m ³	4,224	4,455	4,686	4,917	5,148	5,379	5,610	5,841	6,072	6,303
30 m ³	6,534	6,765	6,996	7,227	7,458	7,689	7,920	8,151	8,382	8,613
40 m ³	8,844	9,075	9,306	9,537	9,768	9,999	10,230	10,461	10,692	10,923
50 m ³	11,154	11,385	11,616	11,847	12,078	12,309	12,540	12,771	13,002	13,233
60 m ³	13,464	13,706	13,948	14,190	14,432	14,674	14,916	15,158	15,400	15,642
70 m ³	15,884	16,126	16,368	16,610	16,852	17,094	17,336	17,578	17,820	18,062
80 m ³	18,304	18,546	18,788	19,030	19,272	19,514	19,756	19,998	20,240	20,482
90 m ³	20,724	20,966	21,208	21,450	21,692	21,934	22,176	22,418	22,660	22,902
100 m ³	23,144	23,397	23,650	23,903	24,156	24,409	24,662	24,915	25,168	25,421

<例> 2ヶ月で、25 m³を使用した場合は 5,379円 になります。

左はしの20 m³の欄と、一番上の5 m³の欄が交わった金額が、使用料になります。



下水道を正しく使いましょう

皆様の気配りが水環境を守り、下水処理の手助けになります

台所編

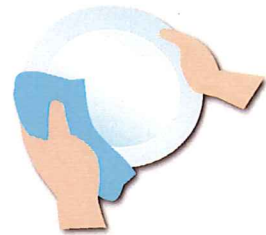
生ごみや油は流さない

- ▶ 流しにネットを設置する等、工夫をお願いします。
- ▶ 油は新聞紙やキッチンペーパー、凝固剤等を使ってごみと一緒に捨ててください。



台所用洗剤は適量を使う

- ▶ 使い終わった食器は紙でふきとってから洗うなどすると洗剤の節約や節水にもつながります。



トイレ編

トイレットペーパーを使い、ゴミは流さない

- ▶ ティッシュペーパーは水に溶けないのでトイレットペーパーを使って下さい。



お風呂洗面所編

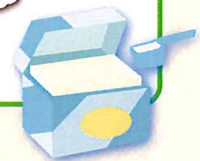
髪の毛は流さない

- ▶ 排水口にネットを設置する等の工夫をお願いします。



洗濯編

洗濯用洗剤は適量を使う



その他

危険物は流さない

- ▶ 残った灯油、農薬等の危険物は使い切るか、専門業者に処理をお願いします。

公共ますに物や雨水を流さない

- ▶ 雨水が流れ込むと、処理場で処理する水の量が増大してしまいます。



南佐久環境衛生組合 公共下水道事務所
TEL 0267-86-7710 FAX 0267-86-7711